

3

木造住宅の小規模改修費を補助します

西尾市
平成29年度版

西尾市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の小規模改修工事を実施する方に対して、**小規模改修費**の補助を行っています。

対象となる建築物は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で
西尾市が実施する**無料耐震診断**の結果
判定値が0.7未満と判定された住宅

一戸建てのほか、長屋、共同住宅も対象となります。
併用住宅は1/2以上が住宅の場合に限ります。

対象となる工事は？

- 『判定値が0.7未満』の対象建築物について、
下記の改修のうち、耐震補強として有効であることを確認した小規模改修工事
1. 居間、寝室等一日のうち、主に長い時間を過ごす部屋を補強する改修
 2. 屋根を重い材料（瓦葺等）から軽い材料（スレート、金属板葺等）とする改修
 3. 壁を補強する改修
 4. 柱、梁での結合部の剛性を上げる金物補強をする改修
 5. 耐震シェルターの整備
 6. その他、市長が認めた耐震上有効な改修

税金等の支払い、その他市民としての義務を履行されていることが条件です。

補助金の額は？

- 1の敷地内で2以上の耐震改修等を行う場合は、いずれかについてのみ補助の対象となります。
- 小規模改修工事に要する費用（見積り金額）に対して、1戸につき15万円が限度です（対象経費の2分の1の額）。
- 工事費、設計、監理及び改修計画に要する費用も対象となります。

例えば、工事費用が22.2万円の場合11万円補助、30万円の場合15万円補助、50万円でも15万円補助となります。

補助の流れは？

工事の前に

- 1 補助金交付申請書
- 2 概要書
- 3 耐震診断結果報告書（写し）
- 4 案内図
- 5 補強計画平面図
- 6 補強計画標準図・仕様書
- 7 工事見積書（写し）
- 8 整備前写真（シェルターのみ）
- 9 納税証明書（完納）

工事着手

補助金交付決定の通知前に契約し小規模改修工事をした場合は補助金の交付が受けられません。

工事が終わったら

- 1 完了実績報告書
- 2 概要書*
- 3 工事見積書（写し）*
- 4 工事契約書（写し）
- 5 工事写真
- 6 領収書 又は 請求書（写し）
- 7 補助金支払請求書

* 軽微な変更があった場合のみ

お問い合わせ先 西尾市役所 建設部 建築課
電話 0563-65-2381

補助申請の流れ

● 交付申請書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は耐震改修工事の契約者と同一人物であること 工事は 平成30年3月1日までに完了 すること
2 概要書（要領様式第1）	建築士の記名、押印があること
3 耐震診断結果報告書の写し	「表紙、第1面から第5面、平面図、建物全景写真」の写し（原本の添付は不可）
4 案内図	住宅地図やインターネットの地図など
5 補強計画平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
6 補強計画標準図・仕様書	
7 工事見積書の写し	申請者への宛名であること 施工業者の押印があること 工事名、施工場所及び工期の記載があること 値引きがある場合は諸経費の額以内であること
8 整備前写真（シェルターのみ）	どの位置に設置するか、赤線等で明記すること
9 納税証明書（完納）	西尾市役所 2階の収納課にて取得（200円/枚） 6ヶ月以内に取得したもの

● 交付決定通知書の送付

補助金交付決定通知を、申請者に送付します。

● 施工業者と契約・工事着手

交付決定日より早く契約・工事着手を行うと、補助金を受けることが出来ません。

● 完了実績報告書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 完了実績報告書（様式第6）	平成30年3月1日までに提出 すること 補助対象経費 → 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計 全体経費 → 工事契約金額と同じ
2 概要書（要領様式第1）	軽微な変更があった場合
3 工事見積書の写し	軽微な変更があった場合
4 工事契約書の写し	契約日は交付決定日以降 であること
5 工事写真	小規模改修に係る部分を、着手前・工事中・竣工後毎に撮影すること （デジカメで撮影し、プリントアウトしたもので可）
6 領収書 又は 請求書の写し	施工業者・設計監理者の押印のあるもの
7 補助金支払請求書（様式第8）	振込先の口座名義は、申請者と同一人物であること

※ 使用する印鑑は、補助金交付申請書で使用したのと同じものであること

● 額確定通知書の送付、補助金の振込み

補助金額確定通知を申請者に送付します。額確定通知後、約1ヶ月で補助金が振り込まれます。